

# (企業・事業者向けの支援)

## 7. 農林水産業に関すること

項目	事業内容	連絡先
7-1 無利子・無担保 貸付事業 (農林水産業)	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農林漁業者等の経営の維持安定に必要な資金を融資します。 【資金名】農林漁業セーフティネット資金 【使 途】長期運転資金 【対象者】認定農業者、主業農林漁業者、認定新規就農者等 【限度額】1,200万円 ※特認あり 【利 率】貸付当初5年間無利子化 ※林業は10年(6年目以降は貸付開始時の金利を適用)	○日本政策金融公庫大分支店 農林水産事業 TEL : 097-532-8491 FAX : 097-532-8484 (平日9:00~17:00)
7-2 無利子・無担保 貸付事業 (農業)	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた認定農業者の経営の維持安定に必要な資金を融資します。 【資金名】農業経営基盤強化資金(ｽｰﾊﾟｰﾚｯﾄ資金) 【使 途】設備資金、長期運転資金 【対象者】認定農業者 【限度額】個人3億円、法人10億円 【利 率】貸付当初5年間無利子化 (6年目以降は貸付開始時の金利を適用)	○日本政策金融公庫大分支店 農林水産事業 TEL : 097-532-8491 FAX : 097-532-8484 (平日9:00~17:00)
7-3 無利子・無担保 貸付事業 (農業)	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者等の経営の維持安定に必要な資金を融資します。 【資金名】経営体育成強化資金 【使 途】長期運転資金、設備資金、借換資金 【対象者】主業農業者、認定新規就農者 【限度額】個人1.5億円、法人5億円 【利 率】貸付当初5年間無利子化 (6年目以降は貸付開始時の金利を適用)	○日本政策金融公庫大分支店 農林水産事業 TEL : 097-532-8491 FAX : 097-532-8484 (平日9:00~17:00)
7-4 無利子・無担保 貸付事業 (農業)	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者等の経営の維持安定に必要な資金を融資します。 【資金名】農業近代化資金 【使 途】設備資金、長期運転資金 【対象者】認定農業者、認定新規就農者、主業農業者、集落営農組織等 【限度額】個人1,800万円、法人2億円 【利 率】貸付当初5年間無利子化 (6年目以降は貸付開始時の金利を適用) 【保証料】貸付当初5年間分免除	○各農協 ○その他金融機関
7-5 無利子・無担保 貸付事業 (農業)	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者等の経営再建に必要な資金を融資します。 【資金名】農業経営負担軽減支援資金 【使 途】借換資金 【対象者】負債の償還が困難な農業者 【限度額】営農負債残高 【利 率】貸付当初5年間無利子化 (6年目以降は貸付開始時の金利を適用) 【保証料】貸付当初5年間分免除	○各農協 ○その他金融機関
7-6 無利子・無担保 貸付事業 (林業)	新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた林業者等の経営維持・再建のための資金繰りを支援します。 【事業名】林業施設整備等利子助成事業 【使 途】借換資金 【対象者】新型コロナウイルスの影響を受けた一定の要件を満たす林業者※ 【限度額】3億円又は借換えに必要な資金のいずれか低い額※ ※民間資金借換えの場合 【利 率】貸付当初5年間無利子化 (6年目以降は貸付開始時の金利を適用) 【保証料】貸付当初5年間免除	○各金融機関

項目	事業内容	連絡先
7-7 無利子・無担保 貸付事業 (水産業)	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた漁業者等の経営の維持安定に必要な資金を融資します。</p> <p>【資金名】 漁業近代化資金  【使 途】 長期運転資金  【対象者】 漁業者、漁業法人等  【限度額】 養殖漁業者、その他個人 3,000~5,000万円  【利 率】 貸付当初5年間無利子化  (6年目以降は貸付開始時の金利を適用)  【保証料】 貸付当初5年間分免除</p>	<p>○各漁協  ○農林中央金庫大分支店</p>
7-8 無利子・無担保 貸付事業 (水産業)	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた漁業者等の経営再建に必要な資金を融資します。</p> <p>【資金名】 漁業経営維持安定資金  【使 途】 借換資金  【対象者】 漁業者、漁業法人等  【限度額】 漁船漁業・養殖業・定置漁業(小型)4,000万円  定置漁業(大型)8,000万円  【利 率】 貸付当初5年間無利子化  (6年目以降は貸付開始時の金利を適用)  【保証料】 貸付当初5年間分免除</p>	<p>○各漁協  ○農林中央金庫大分支店  ○その他金融機関</p>
7-9 雇用調整助成金 (農林水産業)  〈5-11の再掲〉	<p>経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成します。</p> <p>助成率：(R5.2月～)  中小企業2/3  上限額：1日当たり 8,355円/人・日  教育訓練する場合の加算：中小企業2,400円/人・日  大企業 1,800円/人・日</p>	<p>【厚生労働省】  ○大分労働局  大分助成金センター  TEL：097-535-2100  (平日8:30~17:15)  ○学校等休業助成金・支援金、  雇用調整助成金コールセンター  TEL：0120-60-3999  (9:00~21:00)</p>
7-10 新型コロナウイルス感染症対応休業 支援金・給付金 (農林水産業)  〈5-12の再掲〉	<p>新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた労働者のうち、休業手当を受けることができなかった労働者に対し、支援金を支給します。</p> <p>支援額：平均賃金の60%×休業日数  上限額：8,355円/日</p> <p>申請受付期間  (R5.2~R5.3休業分) 令和5年5月31日</p>	<p>○新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター  TEL：0120-221-276  (月~金8:30~20:00、土日祝8:30~17:15)</p>
7-11 小学校休業等対応 助成金 (農林水産業)  〈5-13の再掲〉	<p>臨時休業した小学校や保育所に通う子ども等の世話を保護者として行うことが必要になった労働者に対し、有休の休暇を取得させた事業者に助成金を交付します。</p> <p>支援額：有給休暇取得分賃金×10/10  上限額：R4.12.1~R5.3.31 8,355円/日</p> <p>申請受付期間  (R4.12月~R5.3月取得分) 令和5年5月31日</p>	<p>○学校等休業助成金・支援金、  雇用調整助成金コールセンター  TEL：0120-876-187  (9:00~21:00)  ○特別相談窓口(大分労働局)  TEL：097-532-4025  (平日8:30~17:15)</p>

項目	事業内容	連絡先
7-12 事業再構築補助金 (農林水産業) <5-16の再掲>	<p>ウィズコロナ・ポストコロナの経済社会の変化に対応するため、新分野展開、業種転換や事業再編等を行う事業者に対し補助します。</p> <p><b>【補助率】</b>            (①成長枠)            成長分野に向けた事業再構築に取り組む事業者            補助率：1/2・2/3、上限額：7,000万円            (②物価高騰対策・回復再生応援枠)            依然として業況が厳しい事業者            補助率：2/3・3/4、上限額：1,500万円            (③最低賃金枠)            最低賃金引上げの影響を強く受ける事業者            補助率：3/4、上限額：1,500万円            (③グリーン成長枠)            グリーン分野での事業再構築を通じて高い成長を目指す事業者            補助率：1/2・2/3 上限額：1.5億円            (④産業構造転換枠)            産業構造の変化等による事業再構築が強く求められる業種・業態の事業者            補助率：1/2 上限額：7,000万円            (⑤サプライチェーン強靱化枠)            海外で製造する部品等の国内回帰をすすめ、国内サプライチェーンの強靱化等に取り組む事業者            補助率：1/2・2/3 上限額：5億円            (⑥卒業促進枠・大規模賃金引上促進枠)            ①、③に申請する事業者に対し、大幅な賃金引き上げや中小企業等からの卒業を目指す事業者は、補助上限額3,000万円上乗せ、補助率2/3引き上げ</p> <p><b>【申請受付期間】</b> 随時</p>	<p>○事業再構築補助金事務局コールセンター            TEL:0570-012-088            (平日9:00~18:00)</p> 
7-13 収入保険の基準収入に対する特例措置 (農業)	<p>収入保険において、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年の収入が減少した場合でも、継続加入を前提に令和6年までの基準収入(過去5年間の平均が基本)に影響しない特例を設けます。</p> <p><b>【内容】</b> 収入減少に合わせて令和2年の経営面積を圧縮して、規模拡大特例を準用することとし、令和3年以降の収入保険の基準収入を上方修正</p>	<p>○大分県農業共済組合本所            TEL：097-544-8110            FAX：097-544-8242            (平日8:30~17:15)</p>
7-14 掛け金・負担金の猶予 (水産業)	<p>漁業収入安定対策事業「積立ぶらす」(漁業者の収入が減少した場合に、国と漁業者が拠出した積立金(国3：漁業者1)によって補てん)</p> <p><b>【対象】</b> 漁業収入安定対策事業「積立ぶらす」  <b>【内容】</b> 漁業者の自己積立金の仮払い            契約時の自己積立金の積立猶予</p>	<p>○全国合同漁業共済組合            (大分県事務所)            TEL：097-536-4528            FAX：097-534-4178            (平日9:00~17:00)</p>
7-15 農業雇用マッチング (農業)	<p>農業経営体へ就農希望者を紹介します。</p> <p><b>【対象】</b> 農業経営体への就職を希望する方            求人農業経営体  <b>【内容】</b> 農業の職に関する求職者・求人者のマッチング</p>	<p>○大分県農業農村振興公社            TEL：097-535-0400            FAX：097-536-7223            (平日9:00~17:00)</p>

項目	事業内容	連絡先
7-16 外国人技能実習生等の再就職 (農林水産業)	新型コロナウイルス感染症の影響により解雇され、実習が継続困難になった技能実習生等の再就職を支援します。 【支援対象】外国人技能実習生 【備考】在留資格は特定活動となり、期間は1年	○福岡出入国在留管理局 大分出張所 TEL : 097-536-5006 FAX : 097-536-5030 (平日9:00~12:00、13:00~16:00)
7-17 新規就業者の実践研修 (農業)	(雇用就農資金) 【内容】農業法人等が行う新規就業者の実践研修等を支援します。 【支援対象】経営体 【補助率】定額	○大分県農業会議 TEL : 097-532-4385 FAX : 097-532-4749 (平日9:00~17:00)